

1. 第15回定期審査終了

7月8日から9日の2日間にわたり、事務所内各部署、第一工場、第二工場、阿久和工場の全社で定期審査を受審しました。審査員1名が来社され、文書、記録の詳細なチェック、現場ヒアリング及び確認などにより環境マネジメントシステム適用規格の要求事項に適合して運用されているかの確認を受けました。審査では、EMSの適用範囲が適切か、目的・目標の達成状況、有効に機能しているかなどを主眼に審査が行われました。その結果、観察事項3件の指摘はありましたが、指摘に対して迅速な対応が行われ、適切に実施されているとの評価を受けました。事務所、現場で対応された方をはじめ、皆様、お疲れ様でした。お陰様で、無事に審査を終えることができました。

審査へのご協力に感謝申し上げますとともに、今後も審査の結果を活かして環境マネジメントシステムの適切な維持管理に努めていきたいと思っておりますので、これからも継続して環境配慮の取組みにご協力いただけますよう、併せてお願いいたします。



2. ゴミの分別・廃棄について

先般、最近ゴミの分別が守られていない状況が見受けられることが時々あるので分別方法について再徹底してほしいという要望がありました。当社では15年前にISO14001認証取得をしており、ゴミ分別については永年の経験と実績があると思っておりますが、今一度、その意義を再確認し初心に戻ってゴミの分別に取り組んでいただきたいと思います。

ゴミの分別をする目的は、ゴミの減少「リデュース (Reduce)」、再利用「リユース (Reuse)」、再資源化「リサイクル (Recycle)」、不要なものは断る「リフューズ (Refuse)」という4つの考え方で、循環型社会を作ることにあります。この分別の基本となる4つの考え方は、それぞれの頭文字をとって4Rと呼ばれています。私たちのまわりには、沢山の物が溢れており、この沢山のものは、資源から出ていますが、私たちはそのほとんどをゴミとして排出しています。他の国と比べても資源の少ない日本に住みながら、ゴミの排出量はアメリカに続いて世界第2位です。限りある資源を使い切ってしまう前に、ゴミを増やさず再利用できる循環型社会へ移行していく必要があります。

さて、分別が守られていないとの指摘についてですが、当社には環境活動の憲法、法律とも言うべき環境マニュアル、14の規程類、6の要領があります。ゴミの分別に関わるものには廃棄物管理規程があり、この規程では目的、適用範囲、当社における廃棄物の分類、排出部署における遵守事項、削減のための活動などについて記述しています。規程の付表の「廃棄物の分類表」には当社で排出される廃棄物が事業系一般廃棄物、産業廃棄物分類されており、排出方法、収納場所、収集日、処分方法が記述されていますので、今一度目を通していただければと思います。新入社員教育では、この分類表などによりゴミ分別について周知をしていますが職場に配属された折にはぜひ、先輩諸氏からOJDで具体的に指導していただくようお願いします。



産業廃棄物は会社や事業所から出る廃棄物のうち廃棄物処理法で定められた20項目の廃棄物のことをいい、主なものに燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、鉄くずなどがあります。当社で排出する産業廃棄物は年間70トン余で、その約95%以上が阿久和工場のドレン処理装置のフィルター交換で排出される廃フィルターで、これは廃プラスチック類に分類されます。

当社から産業廃棄物を排出する際はマニフェストという伝票を発行しています。これは廃棄物処理法で義務付けられており、認可を受けた運搬業者、中間処分業者、最終処分場に委託し、各々の処理が完了したら速やかに当社に処理済の伝票を返却しなければなりません。最後の処理を受け持つ最終処分場からの処理済伝票が排出した日から180日以内に帰ってこなければ違法投棄された恐れがあると見做し政令市長または都道府県知事にその旨届出をしなければなりません。

一方、家庭から出るゴミは「一般廃棄物」にあたり、家庭から一般廃棄物を回収する場合には、自治体から「一般廃棄物収集運搬業の許可」を受ける必要がありますが、最近、「『ご家庭の不用品を無料で処分します』というチラシ広告をいれる処分不用品回収業者がいることをご存知でしょうか。

専ら再生利用となる一般廃棄物（古紙・くず鉄・あきびん類・古繊維）のみの収集・運搬・処分には当該許可は必要ありませんし、家電リサイクル法の対象となっているもの（エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）洗濯機（衣類乾燥機））や家庭用パソコンは、メーカー等が引き取りリサイクルを行うこととされています。

廃棄物処理法では、何を廃棄物とするのかがハッキリ定義されていないといわれています。排出する方に負担（処分料金）を強い場合は廃棄物になるが、有価（買い取り）無償（譲渡）の場合は有価物の取引になり廃棄物ではないと解釈されているのです。つまり同じ家電（家電リサイクル法の対象外のもの）でも消費者がお金を払って業者に回収してもらおうとゴミの扱いとなるが、業者が無料で回収すると単なる譲り渡しで廃棄物にあたらぬというのです。しかし不適切な処分をすると、深刻な環境破壊を引き起こすおそれがあります。環境省、自治体は不用品回収に注意を呼びかけています。廃棄物として家電を捨てる時は、廃棄物処理法の許可を得ていない回収業者には絶対に渡してはいけません。まだ十分使える家電製品は、信用できるリユース（中古）ショップに買い取ってもらいましょう。



3. エボラ出血熱と環境破壊

ご覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、先日、たまたまテレビで放映されていた「アウトブレイク」という映画を見ました。この映画は、1995年に制作のアメリカ映画でアフリカからアメリカに持ち込まれた非常に致死性の高いウィルスに立ち向かう人々を描いたパニック・サスペンスです。ザイールのモターバ川流域の小さな村で未知のウィルスによる出血熱が発生します。高熱にうなされ、全身が腫れ、水ぶくれが出来き、全身から出血して2、3日以内に死に至る恐怖の熱病です。アメリカ陸軍伝染病医学研究所の調査隊が現地に向かうも時既に遅く、村の医師と村から離れて暮らしていた祈禱師を除いて村は全滅状態となっていました。そんな折、アフリカから一匹のサルがアメリカに密輸入され、密売人はカリフォルニア州沿岸の田舎町のペットショップに売りつけようとするが失敗し、持て余したサルを森に放してしまうのです。その後、サルから飲んでいて水を顔に浴びせられた男と、彼とキスをした恋人、サルに腕を引っかかれたペットショップの店長らが次々とモターバ熱を発症し、死亡します。更に、不注意で発症者の血液を浴びた血液検査技師が恋人と町の映画館へ行ったのを機に、爆発的な感染・アウトブレイクが始まってしまうのです。実はその新種のウィルスは30年前、戦闘中だった米軍の傭兵キャンプの兵士達に感染し多くの死者を出していたが米軍は生物兵器に利用する為に極秘にワクチンの開発研究を進めていて全ての事実を世間に隠ぺいしていたのです。上層部によりモターバ対策から外された調査隊の一員である主人公が命令を無視して部下と共に治療法の研究と感染ルートの特定を進め、サルが宿主であることを突き止め、サルの捕獲に当たって、最終的にはワクチンが開発され収束に向かうこととなるのですが、今、西アフリカで感染が広がっているエボラ出血熱を想定する非常に怖いストーリーとなっています。

エボラ出血熱もアフリカで出現しましたが、出血熱はアメリカ、ブラジル、中南米などで出ており、アメリカのCDC=疾病対策センターは、感染拡大の勢いが衰えなければ、患者の数は来年1月には最大で140万人に達する可能性があるとの予測を発表しました。米疾病対策センター、東京大の研究チームでは制御不能になりつつあると非常な危機感を伝えています。その一方で患者の7割を適切に隔離して処置できる医療態勢が整えば、同じ来年1月までに感染拡大に歯止めがかかるとの予測を合わせて発表しています。エボラ出血熱が発生したその背景としては環境破壊による地球温暖化現象による影響が大きいといわれています。人間が未踏の地に入り込んで開発などのために環境破壊をしていくたびに、新しいウィルスとの接触も増えていくのです。今の私たちは本来、地球が持つ力を超えた生活をしています。今の生活を私たちがこのまま続けると、2030年半ばには地球2個分必要になり私たちは生きられなくなってしまうといわれています。そうならないためにも”ワンプラネットライフスタイル”地球1個分でまかなえる暮らし、地球が本来持つ力をオーバーしない範囲で暮らす”ちょうど良い生活”が必要なのではないのでしょうか。

